

■ 定期報告制度

定期報告制度は、建築物などの定期的な調査・検査の結果を特定行政庁(いわき市)に報告することを所有者・管理者に義務づけることにより、建築物の安全を確保することを目的としています。

■ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(略称:建設リサイクル法)

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」は、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ることを目的としています。

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等で一定規模以上の工事については、特定建設資材廃棄物を、基準に従って工事現場で分別し、再資源化等することが義務付けられています。

○ 特定建設資材とは

コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルトコンクリート

○ 対象となる建設工事

工 事 の 種 類	規模の基準
建築物の解体	80㎡以上
建築物の新築・増築	500㎡以上
建築物の修繕・模様替(リフォーム)	1億円以上
建築物以外の工事(土木工事等)	500万円以上